

質問回答書

単自公整 第1700015-004号		公告日: 令和7年1月17日
工事名: 檜原湿原自然公園等施設整備事業工事(トイレ改修工)		質問期限: 令和7年1月28日
質 疑 事 項	<p>① 浄化槽の算定人員は7人槽でよろしいですか？ 公衆便所 便器数 2個 x 16 = 32人槽 駐車場 $\{(20x大便器数 + 120x小便器数) / 8\} \times$便器当たり1日平均使用時間数 $\{(20x2 + 120x0) / 8\} \times 2 = 10$人槽 浄化槽が小さいのではありませんか？ また、現在制御盤製作に発注より2か月程度かかるので、3月27日の工期が難しいと思われます。</p>	
	<p>② 井戸ポンプ工事は別途と図示がありますが、稼働中の既設井戸ポンプが有るという理解でよろしいでしょうか？ 別途工事で井戸ポンプを設置する際は電気工事が追加で必要となります。</p>	
	<p>③ 既存バイオトイレピット内には攪拌用機器はないのでしょうか？ 機器が存在する場合撤去は必要ですか？ その場合の費用は別途工事ですか？ またピット内に汚物として処理すべき汚泥(コンポスト)はないのでしょうか？ もしある場合その処理費(消毒費を含む)は別途工事という理解でよろしいですか？</p>	
	<p>④ 設計図書M-8 平面図に図示してある浄化槽放流側にあるマンホールは放流枥でしょうか？ 枥表に記載がありませんが浄化槽マンホールと同じ450φですか？ 排水放流管が50になっていますが、浄化槽放流管接続口は100ですがダウンサイズするという事でよろしいでしょうか？(図添付)</p>	
	<p>⑤ アスベスト関係の費用(請負者工事)が計算書にはありません。 アスベストの調査不要という理解でよろしいでしょうか？</p>	
	<p>⑥ 図面 M-3 トイレ手すりは L型(参考型番による) I 型 機器表仕様欄 いずれでしょうか？ 図面 M-3 水栓数 1/2F-7の数量は水栓柱の数量 2でよろしいでしょうか？ 図面 M-7 屋外洗面器に鏡がありますが、数量表にはありませんが必要でしょうか？ 撤去数量に大便器、紙巻器、手すりしか記載ありませんが、手洗い器、鏡、ガーデンパン、水栓柱は撤去してよろしいでしょうか？</p>	
回	<p>① 浄化槽の規模については、直近のトイレ利用実績を基に7人槽で算定済みです。 また、工期については、契約後に資機材の調達等に不測の期間が必要と判明すれば、協議のうえ契約延長は可能です。</p>	
	<p>② 井戸ポンプ工事については、別途工事(電気工事含む)で対応します。 ただし、当工事で必要となったものについては、契約変更の対象とします。 今回の積算については、金抜き設計書のとおりとさせていただきます。</p>	
	<p>③ 既設バイオトイレピット内に攪拌用機器があり、撤去が必要ですが、今回の積算には含めておりません。当機器の撤去に係る費用については、実績により契約変更の対象とします。 また、ピット内の汚泥(コンポスト)は引き抜き済みです。ただし、残渣等が確認された場合は、その処理費用は契約変更の対象とします。</p>	
	<p>④ 図面(図番号M/05)に図示している浄化槽本体に連続しているもの(放流枥)及び側溝接続管50については、誤って表記しており当工事には不要です。 当工事では、浄化槽本体からの放流管はVU100mm管で既設側溝まで接続するもの(現在計上している15mの内数)としていますので、金抜き設計書のとおりでお願いします。</p>	
	<p>⑤ 当工事については、アスベストの調査不要です。</p>	
答	<p>⑥ トイレブース内手すり(2組)については、L型で積算しています。図面の(図番号M/03)の仕様欄は、表記誤りです。(誤: I型手すり、正: L型手すり) 衛生設備器具表の手すり 既公表 型番 TOTO T112CL9、T112C6 固定金具付き I型手すり 今回訂正 型番 TOTO T112CL9 固定金具付き L型手すり また、特殊単価一覧の手すりは下記のとおりです。 公表資料 適用欄 T112CL9、T112C6 固定金具付き 単価19,800 今回訂正 摘要欄 T112CL9 固定金具付き 単価19,800</p> <p>図面(図番号M/03)衛生設備器具表の数量に誤りがありますが、水栓及び水栓柱については、金抜き設計書のとおり積算してください。</p> <p>屋外洗面器の鏡については、現状利用のため、積算書で計上していませんので、計上不要です。 また、トイレブース内器具類(大便器、紙巻器、手すり)の撤去のみ計上となっているため、屋外の器具類(手洗い器等)についての撤去で必要なものは、契約変更の対象とします。</p> <p>今回の積算については、金抜き設計書のとおりとさせていただきます。 工事に必要なものについては、協議のうえ契約変更の対象とします。</p>	